

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

本章は、住民生活の安全及び安心を推進するために、積雪寒冷地の気候又は風土の特殊性を踏まえた消防用設備等の技術上の基準について、法第17条第2項に基づき定めたものである。

消防用設備等の設置及び維持の基準は、全国的に統一された基本原則を法第17条第1項に定め、第2項で市町村の地域の気候又は風土の特殊性を踏まえた付加基準を設けることができるものとなっている。

(消火器具に関する基準) 第35条

第35条 次の各号に掲げる防火対象物には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）を当該防火対象物の階ごとに、その各部分から1つの消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。

- (1) 令別表第1(5)項、(12)項及び(13)項イに掲げる防火対象物のうち、主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。ただし、特定主要構造部（同条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）以外の部分を除く。）が木造で、延べ面積が100平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- 2 前項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項並びに消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 3 第1項第2号又は令第10条第1項の規定により令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で管理について権原を有する者が複数となるものに設ける消火器具は、管理について権原を有する者の使用する部分ごとに設けなければならない。
- 4 第1項及び令第10条第1項の規定により設ける消火器具は、寒冷時において消火剤が凍結し、又はその性能が著しく減退するおそれのないものでなければならない。ただし、保護のため有効な措置を講じたときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、政令別表第1(16)項で政令第10条第1項の適用を受けない防火対象物及び政令第10条第1項の適用を受けない防火対象物に存する火気使用場所等の火災発生のおそれのある場所に消火器具を設置する際の基準について、必要な付加基準を定めるとともに、寒冷期における消火器具の性能を確保するために必要な措置を定めたものである。

【解説】

- 1 消火器具は、火災の初期消火を目的とするもので、火災発生時に人が操作することにより消火し、取扱いが容易なものである。消火器具の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第10条、省令第6条等のとおりである。
- 2 第1項第1号では、政令別表第1に掲げる(5)項、(12)項及び(13)項イの防火対象物で、建築物の構造上重要な役割を果たしている部分（壁・床・柱・梁・屋根・階段）が木造で延べ面積が100平方メートル以上のものには、階ごとに歩行距離が20メートル以下となるように消火器具を設けなければならないこととしている。ただし、耐火構造が求められる建築物の最上階の屋根や柱、梁や複数階にまたがる住戸内の中間床や壁は特定主要構造部以外の主要構造部として除かれることから、この部分を木造とした場合は本号に該当しない。
- 3 第1項第2号では、政令別表第1に掲げる(16)項の防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものには、階ごとに歩行距離が20メートル以下となるように消火器具を設けなければならないこととしている。

- 4 第2項では、消火器具を設置する場所や位置など細目を、政令第10条第2項並びに省令第9条及び第11条の規定の例により設置、維持しなければならないこととしている。
- 5 第3項では、政令別表第1に掲げる(16)項の防火対象物で、管理について権原を有する者が複数となる場合について、管理について権原を有する者の使用する部分ごとに消火器具を設けなければならないこととしている。
- 6 第4項では、設置した消火器具が寒冷時において消火剤が凍結し、又はその性能が著しく減衰するおそれのないものでなければならぬこととしている。
- 7 消火器具の政令設置と条例設置の手順の考え方は、次の例示のとおりである。

(15)項 150 m ² 条例規制 <u>1単位</u>	(3)項口 150 m ² 政令規制 <u>2単位</u>
---	---

「16項イ」延べ面積 300 m²

(3)項口 150 m ² ÷ 100 m ² = 1.5 2 単位 (小数点以下は切上げ)
(15)項 1個、1単位以上
<u>当該防火対象物の能力単位の数値は、合計 3 単位</u>

第1-1図

(15)項 150 m ² 条例規制 <u>1単位</u>	(4)項 50 m ² 条例規制 <u>1単位</u>	(7)項 150 m ² 条例規制 <u>1単位</u>
---	---	--

「16項イ」延べ面積 350 m²

各用途が政令の適用を受けず 全てが条例規制によるため 各項、各1個で各1単位以上を設置 <u>当該防火対象物の能力単位の数値は、合計 3 単位</u>
--

第1-2図

個人住居 200 m ²	(3)項口 100 m ² 条例規制 <u>1単位</u>
----------------------------	---

「16項イ」延べ面積 300 m²

各用途が政令の適用を受けず (3)項口が条例規制によるため (3)項口に1個、1単位以上を設置 <u>当該防火対象物の能力単位の数値は、合計 1 単位</u>
--

第1-3図

- 8 政令第10条第1項第4号及び省令第6条第3項から第5項までの規定が適用されない屋外に設置された少量危険物、指定可燃物、変電設備、発電設備等についても、消火器具を設置するよう努めるものとする。

(屋外消火栓設備に関する基準) 第 36 条

第 36 条 令第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定により設ける屋外消火栓設備の放水用器具を収納する箱の扉は、雨水の浸入又は凍結によりその開閉に支障を生じないような構造としなければならない。

【趣旨】

本条は、屋外消火栓設備に関する基準について、積雪寒冷地の地域特性に適した必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 「屋外消火栓設備」とは、建築物の 1 階及び 2 階部分の火災の消火を目的としたもので、屋内消火栓設備により消火すべき段階を過ぎた中期以降の火災の消火及び隣接建物への延焼防止を主目的とするものである。屋外消火栓設備の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第 19 条、省令第 22 条等のとおりである。
- 2 当組合では、このほかに、積雪寒冷地という気候風土等を踏まえ、寒冷時による凍結のほか、雨水の浸入により、屋外消火栓箱の開閉に支障がないような構造にすることとしている。

(自動火災報知設備に関する基準) 第37条

第37条 令第21条の規定により設ける自動火災報知設備の受信機、発信機及び音響装置等を屋外又は開放廊下に設ける場合は、その機能を確保するため、防水ボックス又はこれと同等以上の効果を有するもので保護しなければならない。ただし、音響装置については、その機能を妨げない方法で保護すること。

【趣旨】

本条は、自動火災報知設備に関する基準について、当組合の気候風土に適した必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 当組合の気候風土を鑑み、政令の規定に基づき設置する受信機、発信機、音響装置等を屋外又は開放廊下に設ける場合は、雨や雪などからその機能を確保するため、防水ボックス又はこれと同等以上の効果を有するもので保護しなければならないこととしている。その際、音響装置については、その機能を妨げない方法で保護することが求められる。
- 2 「防水ボックス又はこれと同等以上の効果を有するもの」とは、次のとおりである。
 - (1) 壁体等に固定し、かつ、内部の受信機等を容易に据え付けられるものであること。
 - (2) 使用する鋼材は、厚さ1.6ミリメートル以上のものとし、かつ、内外面とも防食処理されたものであること。
 - (3) 前面には、内部が容易に見とおせる厚さ3ミリメートル以上の合成樹脂ガラスを使用し、かつ、鋼材との接合部分には、パテ仕上げ等で密着させたものであること。
 - (4) 前面には、開放できる扉を設け、かつ、閉ざされた場合に雨水等が入らないものであること。
 - (5) 配線は、底部から引込むものであること。
 - (6) 内部には、水滴がたまらないものであること。
 - (7) 外面は、赤色仕上げとすること。

(避難器具に関する基準) 第38条

第38条 次の各号に掲げる防火対象物の階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階を除く。）には、避難器具を設けなければならない。

(1) 令別表第1 (1) 項から (4) 項まで及び (7) 項から (11) 項までに掲げる防火対象物の2階以上の階（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）又は地階で、収容人員が30人以上のもの

(2) 令別表第1 (12) 項及び (15) 項に掲げる防火対象物の3階以上の階又は地階で、収容人員が、3階以上の無窓階又は地階にあっては70人以上、その他の階にあっては100人以上のもの

2 前項の規定により設ける避難器具は、令第25条並びに規則第26条及び第27条の規定の例により設置し、維持しなければならない。

3 第1項及び令第25条第1項の規定により設ける避難器具は、積雪時における避難に際して支障のない場所に設けなければならない。

【趣旨】

本条は、政令第25条第1項の適用を受けない防火対象物の階において、避難器具を設置する際の基準について、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 避難器具は、火災時に防火対象物の避難階以外の階にいる者が階段を利用して避難できなくなり、逃げ遅れたときに使用して避難するものである。避難器具の種別は、避難はしご、緩降機、救助袋、滑り台、滑り棒、避難ロープ、避難橋、避難用タラップがある。避難器具の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第25条、省令第27条等のとおりである。
- 2 第1項第1号では、政令別表第1 (1) 項から (4) 項まで及び (7) 項から (11) 項までに掲げる防火対象物の2階以上の階（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）又は地階で、収容人員が30人以上のものには、避難器具を設けなければならないこととしている。
- 3 第1項第2号では、政令別表第1 (12) 項及び (15) 項に掲げる防火対象物の3階以上の階又は地階で、3階以上の無窓階又は地階では収容人員が70人以上、その他の階では収容人員100人以上のものには、避難器具を設けなければならないこととしている。
- 4 第2項では、避難器具を設置する場所や位置など細目を、政令第25条並びに省令第26条及び第27条の規定の例により設置、維持しなければならないこととしている。
- 5 第3項では、設置した避難器具が積雪による避難障害とならない場所に設けなければならないこととしている。

(消防用水に関する基準) 第39条

第39条 令第27条第1項及び第2項の規定により設ける消防用水は、積雪時において消防ポンプ自動車が容易に接近することができるよう維持するとともに、見やすい箇所に標識を設けなければならない。

【趣旨】

本条は、消防用水に関する基準について、積雪寒冷地である気候又は風土の特殊性により、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 消防用水の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第27条のとおりである。
- 2 当組合では、このほかに、積雪寒冷地という気候風土を踏まえ、積雪時において、消防ポンプ自動車が容易に接近することができるよう維持すること、見やすい箇所に標識を設けることについて規定しており、冬期間にあっても消防用水を有効に使用できる状態に維持するためである。
- 3 標識については、省令第34条の2に定める標識を準用できることとしている。また、吸管投入孔には、「吸管投入孔」、採水口には、「採水口」と表示することとしている。

(基準の特例) 第 40 条

第 40 条 この章の規定うち、第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 38 条第 1 項第 1 号及び第 2 号については、消防長（消防署長）が予想しない特殊の消防用設備等、その他の設備を用いることにより、第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 38 条第 1 項第 1 号及び第 2 号と同等の効力があると認めるときは適用しない。

【趣旨】

本条は、政令第 7 条に掲げる消防用設備等の設置及び維持に関する基準の特例について定めたものである。

【解説】

- 1 本条は、個々の防火対象物の位置、構造又は設備の状況により、第 5 章の規定に基づく消防用設備等の基準と同等以上の効果があると認められる場合があることが予想されることから、この場合における第 5 章に規定する技術上の基準の適用については、消防長（消防署長）が個々に防火対象物の状況を判断して技術上の基準の適用除外が認められるものであることを規定したものである。
- 2 本条の基準の特例を適用する前提是、防火対象物の位置、構造又は設備の状況という物的な側面（ハード面）での代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、単に防火対象物における防火管理が適切に行われ、あるいは消防法令の基準以上に行われているというような運用管理的な側面（ソフト面）での要素は、特例適用の要件にはならない。
- 3 本条の規定を適用するか否かについては、消防長（消防署長）が判断することになる。防火対象物の関係者や消防用設備等の設計者が判断するものではないため、注意する必要がある。
- 4 消防長（消防署長）が本条による規定の適用の可否を判断する場合は、「防火対象物の位置」、「防火対象物の構造」又は「防火対象物の設備」の状況から判断して、第 5 章の規定による消防用設備等の基準によらなくても「火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができる」と認めることができることの要件が満たされているかどうかで判断することになる。
- 5 本条において留意しなければならぬのは、本条の対象は、あくまでも第 5 章に規定する内容であり、政令及び省令に規定する消防用設備等の設置場所、技術基準については、政令第 32 条に規定されている基準の特例が適用されるため、本条の対象とはならない。